



# 不正改造等の主な事例

# クルマのチェックを忘れずに!

## 乗用車

**消音器**  
 ○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。  
 (道路運送車両の保安基準第30条)

**触媒装置**  
 ○触媒等が取り外されていないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第31条)

**サスペンション**  
 ○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第14条)

**車幅灯**  
 ○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)  
 ※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。  
 (道路運送車両の保安基準第34条)

**番号灯**  
 ○白色であること。  
 (道路運送車両の保安基準第36条)

**後退灯**  
 ○白色であること。  
 (道路運送車両の保安基準第40条)

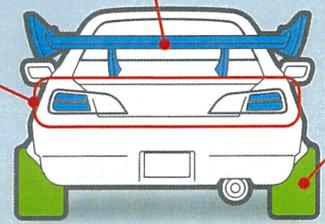
**尾灯**  
 ○赤色であること。  
 (道路運送車両の保安基準第37条)

**制動灯**  
 ○赤色であること。  
 (道路運送車両の保安基準第39条)

**方向指示器**  
 ○橙色であること。  
 ○点滅回数が毎分60回以上、120回以下であること。  
 (道路運送車両の保安基準第41条)

**後部反射器**  
 ○赤色であること。  
 (道路運送車両の保安基準第38条)

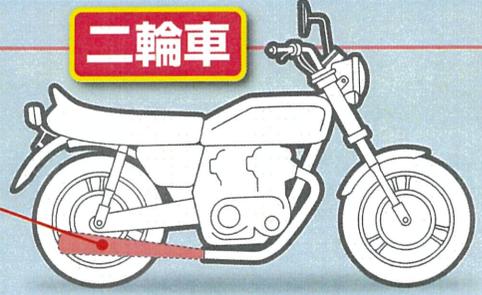
**基準外のウイング**  
 ○側方への翼形状を有していないこと。  
 ○確実に取り付けられていること。  
 ○鋭い突起がないこと。  
 ○その付近の最外側、最末端とならないこと。等  
 (道路運送車両の保安基準第18条)



## 二輪車

**消音器**  
 ○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合する消音器を備えなければならない。  
 (道路運送車両の保安基準第30条)

**触媒装置**  
 ○触媒等が取り外されていないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第31条)



## 乗用車・貨物車共通

**シートベルトリマインダーの不正解除**  
 ○運転席にシートベルトが装着されていない場合にその旨を運転者に警報する装置(シートベルトリマインダー)による警告表示等を、機具を用いて不正に解除すること。

**前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス**  
 ○指定以外のステッカー貼付は不可。  
 ○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可。  
 (道路運送車両の保安基準第29条)

**バックミラー**  
 ○鋭利な突起がないこと。  
 ○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であること。  
 (道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

**警告音**  
 ○音が自動的に断続するものは不可。  
 ○音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に変化させることができるものは不可。  
 (道路運送車両の保安基準第43条)

**前部霧灯**  
 ○白色又は淡黄色であること。○同時に3個以上点灯しないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第33条)

**その他の灯火(ディライト)**  
 ○赤色でないこと。○光度300cd以下であること。○点滅しないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第42条)

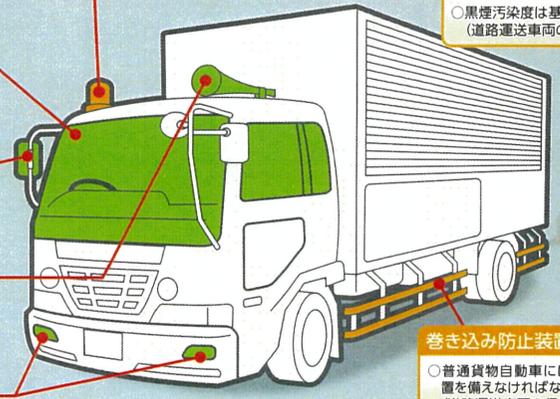
**タイヤ**  
 ○回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第18条)

**直前直左確認鏡**  
 ○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を備えなければならない。  
 (道路運送車両の保安基準第44条)

## 貨物車

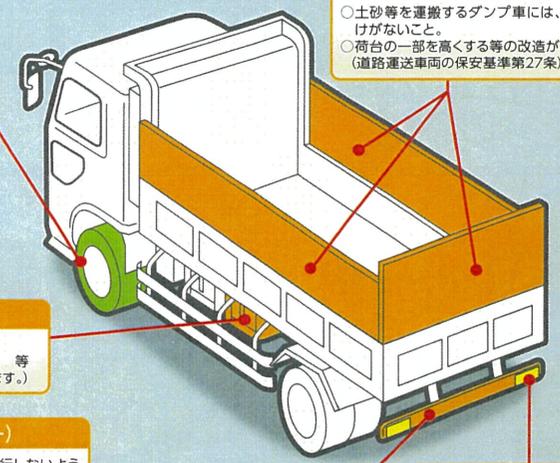
**回転灯**  
 ○緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。  
 ○道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。  
 (道路運送車両の保安基準第42条)

**ディーゼル車の原動機**  
 ○黒煙汚染度は基準内であること。  
 (道路運送車両の保安基準第31条)



**巻き込み防止装置**  
 ○普通貨物自動車には、巻き込み防止装置を備えなければならない。  
 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

**ダンプ(土砂等運搬)**  
 ○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付けがないこと。  
 ○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。  
 (道路運送車両の保安基準第27条)



**不正な二次架装**  
 ○新規検査受検後に燃料タンクの増設。  
 ○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。等  
 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

**速度抑制装置(スピードリミッター)**  
 ○自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑に行えるものであること。  
 ○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されていること。  
 (道路運送車両の保安基準第8条)

**突入防止装置**  
 ○自動車の後面には、突入防止装置を備えること。  
 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

**大型後部反射器**  
 ○貨物普通自動車には、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えなければならない。  
 (道路運送車両の保安基準第38条の2)

大丈夫ですか? あなたのクルマ

不正改造は犯罪です!

## 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

2019年度「不正改造車を排除する運動」について、国土交通省と不正改造防止推進協議会は、関係省庁や自動車関係団体等の協力を得て、道路交通の安全確保、公害防止を図るための一環として、6月1日(金)～30日(土)までの1ヶ月間を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開します。本運動は、国民に対して不正改造の防止、不正改造車の排除を呼びかけるために平成2年度から毎年実施しているもので、今年で30回目を迎えます。

### 目的

自動車の保有台数は、平成30年10月末現在で8,212万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっております。一方、昨年の交通事故による死者数は3,532人、負傷者数は52万人と減少しているものの、依然として多くの方が被害に遭われている厳しい状況が続いております。また、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほどの重度の後遺障害を負う人もなお多い状況です。

さらに、我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にあります。

さらに、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、幹線道路に近接する空間においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ苦情も寄せられている状況にあります。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに環境悪化の要因ともなっております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者や、その意を受けて車検時には基準適合していても車検後に部品の取付けや取外しをする不正改造や検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。また、速度抑制装置の不正改造をほう助したとして、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した被疑者を逮捕した事案やシートベルト警報装置を解除する用品を使用していた者がシートベルト警報装置の不正改造の容疑で逮捕された事案も発生しています。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高めるとともに、車両の安全確保・環境保全を図り、ひいては国民の安全・安心の確保を確実に実現します。